

答 申

審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示情報のうち、別表に記載する部分は開示すべきである。その他の部分を不開示とした処分は妥当である。

理 由

第1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成24年9月25日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「風評被害の発生源となる可能性が高いウェブサイト等の調査に係る委託契約書」

- 2 実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成24年10月5日付け北九産風第19号で、行政文書の一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書一部開示決定通知書を平成24年10月11日に受領した。
- 3 異議申立人は、平成24年11月19日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第2 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、文書の全面開示を行う、との決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 北九州市は、心ある市民ばかりでなく、日本全国のがれきの焼却処理に反対する国民の集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由を犯し、検閲及び通信の秘密を行っている。これは明らかに日本国憲法第21条に反している。憲法違反のウェブサイトの監視行為は今すぐやめるべきである。そのためにも、委託契約の内容の全てを知ることは、私たちの権利である。
- (2) 北九州市が行うウェブサイトの監視は、市民をはじめとする国民の震災がれき焼却にかかる様々な形での反対や批判の声明・表現を、当該事業によって北九州市当局の都合のいい情報を流すという情報操作によって、市民をはじめとする国民を誤った方向に導く、悪質きわまりない事業であり、契約書を全面開示することによってのみ、当該事業の問題点及び災害廃棄物広域処理事業の本質を明らかにすることが可能である。
- (3) 印影の不開示については、請求者に委託先業者の印影を開示することが、委託先業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは言えないと考える。なぜなら、請求者である私は、北九州市からは遠隔地に居住する地方公務員であり、業者の利益を阻害することはあり得ないからである。
- (4) 契約期間、受託者、仕様書及び業務計画書提出に係る記述の不開示について、処分庁はその不開示理由を条例第7条第6号イに該当すると判断したと考察するが、ウェブサイトの監視行為は違法な災害廃棄物の広域処理の関連事業として行われたものであり、文書の開示によって北九州市の財産上の利益又は当事者たる北九州市の地位を不当に害するとは言えない。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

- 1 本調査業務が憲法違反との主張であるが、北九州市が行おうとしているのは、誰もが閲覧できる状態にあるウェブサイト上の情報を閲覧し、災害廃棄物の処理

についての誤った情報があれば、報道機関等を通じて、その旨を市民に対し情報提供するというものに過ぎない。何ら市民の表現の自由を制約するものではなく、むしろ、誤報による風評被害等を防ぐために、正確な情報を提供していくことは、市民の知る権利に資するものであり、北九州市として当然の役割であると考えらる。

- 2 契約書等に押印した法人の印影は、当該法人が取引に用いる印の印影であり、事業を行う者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し、不開示とすべきであると判断する。
- 3 契約期間、受託者、仕様書及び業務計画書提出に関する記述は、公にすることにより、本調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当し、不開示とすべきであると判断する。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、以下のとおりである。

「風評被害の発生源となる可能性が高いウェブサイト等の調査に係る委託契約書」

実施機関は、本件行政文書として次の文書を特定している。

委託契約書（平成24年8月8日付け北九州市を発注者とする「風評被害防止ウェブサイト調査業務」委託契約書。以下「本件委託契約書」という。）

(2) 北九州市は、東日本大震災により発生した災害廃棄物を受け入れた。また、北九州市は、災害廃棄物受入れに伴う市内事業者等の風評被害を防止する対策の一環として、風評被害の発生源となる可能性の高いウェブサイト上の書き込み調査等を行うことを業者に委託した。本件委託契約書は、当該委託に係る契約書である。

(3) 本件不開示情報

本件行政文書の不開示情報は、本件委託契約書中の次の情報である。

ア 法人の印影

イ 契約期間

ウ 受託者の住所、商号又は名称、代表者

エ 第3条（業務計画書の提出等）第1項及び第2項

オ 「風評被害防止ウェブサイト調査業務委託」仕様書（以下「仕様書」という。）中、次の項目の記載内容

- 2 業務内容
- 3 履行期間
- 4 調査対象
- 5 具体的内容
- 6 全般的注意事項
- 7 その他

(4) 実施機関は、契約書等に押印した法人の印影は、当該法人が取引に用いる印の印影であり、事業を行うものの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し、不開示とすべきであると主張している。

この点について、異議申立人は、意見書の中で、市が当該法人の印影を不開示と判断したことは、今回の公文書開示の本質とは関連性がないものであると判断し、不本意であるが処分庁の理由を受諾したいとしている。そのため、当審査会としては、当該印影の条例第7条第2号該当性については判断しないものとする。

2 本件事案の争点

本件異議申立てにおける争点は、本件委託契約書中の次の情報（以下「本件不開示情報」という。）が、条例第7条第6号に該当するか否かである。

- ア 契約期間
- イ 受託者の住所、商号又は名称、代表者
- ウ 第3条（業務計画書の提出等）第1項及び第2項
- エ 仕様書中、2から7までの項目の記載内容

3 条例第7条第6号該当性の判断

(1) 争点に関する条例第7条第6号の構造

ア 条例第7条第6号の構造

条例第7条第6号本文は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつ

て、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として、本文の次に（ア）から（オ）までを以下のとおり列記している。

- （ア） 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- （イ） 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- （ウ） 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- （エ） 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- （オ） 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

イ 条例第7条第6号該当性

実施機関は、契約期間、受託者、業務計画書提出に関する記述及び仕様書は公にすることにより、本件委託契約書の調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当し、不開示とすべきであると主張している。

（2）判断に当たっての留意点

当審査会が本件不開示情報について検討するに当たり、留意した事項は、以下のとおりである。

ア 本件調査業務の政策的当否については、当審査会の審査の範囲外であること。

当審査会は、開示決定等に係る処分について行政不服審査法による不服申立てがあったときに、実施機関からの諮問に応じて、当該不服申立てについて調査審議をするものである（条例第22条第1項）。この場合の調査審議の範囲は、開示決定等が条例に適合しているかどうかであり、開示決定等の

対象たる業務の政策的当否は、基本的に調査審議の範囲から除かれる。

イ 判断の基準時は、本件処分がなされた時点であること。

当審査会の判断の基準時は、本件処分がなされた時点である。すなわち、当審査会は、本件処分時において、当該処分が条例に適合しているかどうかを判断することとなる。ところで、本件処分は、本件委託契約の契約期間中になされている。そのため、契約期間の残りの期間において、本件不開示情報を公にすると、本件調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかとも考慮すべきことになる。

(3) 不開示情報ごとの判断

以上を前提にして、各情報を検討していくと、以下のとおりとなる。

ア 契約期間

契約期間については、その始期と終期がそれぞれ記載されている。本件処分は、平成24年10月5日付けで行われているが、本件委託契約書の契約期間の始期は本件処分時よりも前であり、当該情報を公にしても、本件処分時以降の本件調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。したがって、契約期間の始期に係る情報は、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がない。

一方、契約期間の終期に係る情報は、本件調査業務がいつまで行われるのかという情報であり、この情報を公にすると、その終期を意識したウェブサイト上の書き込みがなされる可能性を否定できず、それによって、本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。したがって、契約期間の終期に係る情報は、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

イ 受託者の住所、商号又は名称、代表者

契約の相手方である受託者についての情報を公にすると、ウェブサイト上で、受託者を対象とした書き込みが大量になされるなどの可能性があり、それによって、本件調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。したがって、これらの情報は、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

なお、ウェブサイト上で、受託者を対象とした書き込みが大量になされるなどの可能性からは、この情報を公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条第2号の法人情報に該当し、不開示と

する理由があるともいうことができる。

ウ 第3条(業務計画書の提出等)第1項及び第2項

当該箇所には、本件委託に伴う業務計画書の提出等についての定めが記載されている。実施機関は不開示としているが、一般に、委託契約においては、当該委託業務が適正に履行されることを目的として、事前に業務計画書を提出させ、必要に応じて発注者側から指示を出すことは通常定型的に見られるものである。したがって、これらの情報は、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由はない。

エ 仕様書中、2から7までの項目の記載内容

この仕様書には、本件委託業務の仕様が記載されている。これらの項目のうち、「3 履行期間」の項目には、始期と終期が記載されている。そのうち、終期に係る情報については、上記アで述べたように、公にすれば本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

しかし、履行期間の終期以外の情報は、一般の委託契約において通常見られる内容ということができ、これらを公にしても、受託者及び履行期間の終期が不開示となっている状況の下では、本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。したがって、履行期間の終期以外の情報は、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がない。

したがって、本件不開示情報のうち別表記載の部分については、条例第7条第6号に該当せず、開示すべきである。

4 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が本件処分において不開示とした情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会	長	中野敬一
会長職務代理者		高木康衣
委	員	五十嵐享平
委	員	田村奈々子
委	員	中谷淳子

別表

文書名	開示すべき部分
委託契約書（平成24年8月8日付け北九州市を発注者とする「風評被害防止ウェブサイト調査業務」委託契約書）	1枚目表面 「4 契約期間」の始期 1枚目裏面 「第3条第1項及び第2項」の全て 4枚目表面 「2 業務概要」の全て 「3 履行期間」の始期 「4 調査対象」の全て 「5 具体的内容」の全て 4枚目裏面 「6 全般的注意事項」の全て 「7 その他」の全て